

# ケアハウス万葉 重要事項説明書

## 1 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人射水万葉会
法人所在地	富山県射水市朴木 211 番地の 1
代表者氏名	矢野 善治
電話番号	0766-82-5656
設立年月日	昭和 57 年 9 月 16 日

## 2 ご利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム
施設の名称	ケアハウス万葉
施設の所在地	富山県射水市七美 882 番地の 1
施設長	川口 裕子
電話番号	0766-86-8686
FAX 番号	0766-86-8687
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 8 階建て
開設年月日	平成 13 年 4 月 1 日
施設内事業所	新湊東地域包括支援センター

## 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	・当施設は、高齢者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とします。
施設運営の方針	・利用者の自主性を尊重し、安心 安全な共同生活、明るく心豊かな生活を支援していきます。

## 4 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室 (1 人部屋)	62 室	27.01 m <sup>2</sup> (3F~7F)
夫婦部屋	4 室	54.02 m <sup>2</sup> 1 人当たり面積 : 27.01 m <sup>2</sup> (2F)
合 計	70 室	定員 70 名
食 堂	1 室	233.01 m <sup>2</sup>
和 室	1 室	24.41 m <sup>2</sup>

集会室	1室	(和室) 48.02 m <sup>2</sup>
娯楽室	1室	112.31 m <sup>2</sup>
浴室	7室	一般浴室(男女各) 2室 個人浴室(各階) 5室
リラクゼーションコーナー	1室	59.92 m <sup>2</sup>
相談室	1室	14.87 m <sup>2</sup>
理美容室	1室	7.07 m <sup>2</sup>
洗濯室	1室	11.72 m <sup>2</sup> コインランドリー

## 5 職員の配置

当施設では、以下の指定基準以上の職員を配置しています。

職 種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 事務職員	1名
3. 生活相談員	1名
4. 介護職員	2名以上
5. 栄養士	1名
6. 調理員	5名以上

## 6 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制
1. 施設長	8:30 ~ 17:30 9:30 ~ 18:30
2. 事務員	
3. 生活相談員	
4. 介護職員	
5. 栄養士	
6. 調理員	6:30 ~ 15:30 9:30 ~ 18:30

## 7 施設サービスの概要

### (1) 基本サービス内容（利用料に含まれるもの）

種 類	内 容						
食 事	<p>・栄養士の立てる献立により栄養のバランスのとれた食事を提供します。</p> <p>[食事時間]</p> <table border="1"> <tr> <td>朝食</td> <td>7時30分～8時30分</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>12時00分～13時00分</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>17時30分～18時30分</td> </tr> </table> <p>※原則として食堂での食事提供となります。</p> <p>※食事時間終了の30分前までにご入室下さい。</p> <p>※食事時間過ぎての食事の取り置きは、衛生上出来ません。</p> <p>※食事不要の場合は、7日前までに申し出てください。食材料費を返金します。（朝食100円、昼食200円、夕食200円）</p> <p>7日以内の変更も必ず申し出てください。（返金はできません）</p>	朝食	7時30分～8時30分	昼食	12時00分～13時00分	夕食	17時30分～18時30分
朝食	7時30分～8時30分						
昼食	12時00分～13時00分						
夕食	17時30分～18時30分						
入 浴	<p>[入浴時間]</p> <table border="1"> <tr> <td>火～土曜日</td> <td>14時00分～20時00分</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>10時00分～20時00分</td> </tr> </table> <p>※毎週月曜日は清掃・点検のため休湯日</p> <p>※体調不良の場合は、入浴をお控え下さい。</p> <p>※皮膚疾患・伝染病の疾患等の疑いがある場合は、医師の指示を受けてください。</p> <p>※持病や健康に不安のある方は、かかりつけ医と相談してください。</p> <p>※20時までに退出して下さい。</p> <p>※次の項目に関しては利用をお控え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○酒気を帯びて入浴すること。</li> <li>○浴槽の中で身体を洗うこと。</li> <li>○浴室で洗濯すること。</li> <li>○浴室で汚物をながすこと。</li> </ul>	火～土曜日	14時00分～20時00分	日曜日	10時00分～20時00分		
火～土曜日	14時00分～20時00分						
日曜日	10時00分～20時00分						
健康保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の健康管理はご自身又は家族と相談し受診して下さい。</li> <li>・定期健診は1年に1回、受診していただき、健康診断結果を職員にお知らせ下さい。</li> <li>・健康の優れないときは、早めに職員に申し出て下さい。</li> <li>・保険証、老人医療受給者証、診察券等はすぐに準備できるよう大切に保管して下さい。尚、緊急時等に備えて、保険証、老人医療受給者証、処方箋（薬の説明書）の写しをお預かりさせていただきます。</li> <li>・かかりつけ病院や保険証等に変更がありましたら、お知らせ下さい。（医療費は実費です）</li> </ul>						
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者及びその家族から、入所者の生活についてのご相談に対応します。</li> </ul>						

レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味・教養活動を行うことができます。</li> <li>・季節ごとのイベントおよび行事等を企画します。 (行事により実費を徴収する場合があります)</li> </ul>
----------	--

## (2) その他のサービス (別途費用がかかるもの)

配膳・下膳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーブルまで食事を配膳、食べ終わったら厨房まで下膳します。 (月額：3,000円・日額：100円)</li> <li>・部屋まで食事を配膳、食べ終わったら厨房まで下膳します。 (月額：5,000円・日額：170円)</li> </ul>
配薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬は食事ごとに配ります。 月額：1,000円</li> </ul>
入所者以外のお食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご家族や来客者の食事を提供します。 (朝食：300円、昼食：500円、夕食：500円) (早めに申し出てください)</li> </ul>
理美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月に4回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 理容：3,500円～、美容：3,000円～</li> </ul>
個浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用にはあらかじめ届出が必要です。(1回：200円)</li> <li>・使用後は各自で浴槽等の清掃をお願いします。</li> </ul>
貸金庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別金庫が利用できます。(月額：1,000円)</li> </ul>
室内用品レンタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製ベッド 台数限りあるため相談下さい、(月額：600円)</li> </ul>

## 8 利用料

居住に要する費用 (管理費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃相当分の費用。</li> </ul>
サービス提供に要する費用 (事務費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費、施設維持管理費等サービスの提供に要する費用</li> <li>・施設を所管する官庁の定める基準に基づく料金です。</li> <li>・施設を所管する官庁の定める基準が変われば改定されます。</li> <li>・所得に応じて減免措置が適用される場合があります。</li> </ul>
生活費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代、共用部分の光熱水費等にあたる費用です。</li> <li>・施設を所管する官庁の定める基準に基づく料金です。</li> <li>・施設を所管する官庁の定める基準が変われば改定されます。</li> </ul>
居室で使用した光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・水道の使用料金は実費です。</li> </ul>
居室で使用した通信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話を利用される方は申し出てください。使用料金は実費です。</li> </ul>

利用料の支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人で利用した光熱水費、電話料、有料サービスの利用料金、その他精算を必要とする費用の合計を利用月末締めで計算し、居住に要する費用（管理費）、サービスに要する費用（事務費）、生活費を加えた請求を毎月 10 日までに入所者に送付します。</li> <li>・管理費、事務費、生活費は 1 ヶ月分前払いとなります。</li> <li>・入所開始日及び契約日が月の途中である場合は、管理費、事務費、生活費は日額積算にて利用料を支払うものとします。</li> <li>・金融機関口座自動引落とし（月末締め翌月 17 日引落します。）</li> <li>・引落とし日が土曜日、日曜日、祝祭日にあたる場合は、後の銀行営業日とします。</li> </ul> <p>※指定金融機関でお願いします。</p>
-----------	---

(1) ケアハウス万葉 利用者階層別料金表 (単位: 円) 令和 6 年 8 月～

階層	対象収入による階層区分 (年間収入)	月 額 納 付 額			
		事 務 費	生 活 費	管 理 費	合 計
1	1,500,000 以下	10,000	46,324  11 月から 3 月は 冬季加算として 月 4,870 円が 加算されます	20,000	76,324
2	1,500,001～ 1,600,000	13,000			79,324
3	1,600,001～1,700,000	16,000			82,324
4	1,700,001～1,800,000	19,000			85,324
5	1,800,001～1,900,000	22,000			88,324
6	1,900,001～2,000,000	25,000			91,324
7	2,00,001～2,100,000	30,000			96,324
8	2,100,001～2,200,000	35,000			101,324
9	2,200,001～2,300,000	40,000			106,324
10	2,300,001～ 2,400,000	45,000			111,324
11	2,400,001～2,500,000	50,000			116,324
12	2,500,001 以上	54,900			121,224

注 1) 上記利用料につきましては、所管する官庁の基準額が改訂されると変更になりますのでご了承ください。

注 2) この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注 3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービス提供に要する費用（事務費）徴収額については、前項表の額から 30%減額した金額とします。

※入所時に保証金として 30 万円、ご夫婦の場合は 40 万円をお預かりいたします。

(これは不測の事態に備えての預かり金です。)

※生活費で11月から3月までの5か月間は、冬期加算として月額4,870円追加となります。

※居室で使われる水道・電気・電話料金等は自己負担となります。

## 9 医療について

- ・住民健診・老人健診を受け、健康に留意してください。
- ・急変時は、家族に連絡し、救急車を要請しますので、かかりつけの病院や服薬情報などに変更があれば、お知らせください。

協力医療機関	・射水市民病院 住 所：射水市朴木 20 番地 電 話：0766-82-8100
	・万葉クリニック 医師 手丸 理恵 住 所：射水市 七美 880 番地 1 電 話：0766-86-8787
	・皆川医院 医師 村上 薫 住 所：射水市海老江 232 電 話：0766-86-0010
	・三崎歯科医院 院長 三崎 広樹 住 所：射水市海老江七軒 1460 電 話：0766-86-3111

## 10 契約の終了・解除

契約の終了	・ 以下の場合には当施設の利用契約は自動的に終了します。 ①入所者が死亡したとき。 ②やむを得ない事由により当施設を閉鎖したとき ③当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
契約の解除	・ ご入所者からの解除 契約を解除しようとするときは、1ヶ月以上前に「退所届」を施設に提出することにより、その「退所届」に記載された契約解除日をもってこの契約を解除することができます。 ・ 当施設による契約解除 以下の事由該当する場合等に当施設は本契約を解除することがで

	<p>きます。この場合、当施設は、ご入所者・保証人様に対する説明、協議の場を設けます。</p> <p>①利用料を2ヶ月以上支払わないとき。</p> <p>②ご入所者自身または他のご入所者あるいは「当施設」の職員の身体または生命に危害を及ぼす恐れがあるとき。</p> <p>③他の入所者に対する介護に著しく悪影響をおよぼすとき。</p> <p>④24時間医療行為を要する場合など、当施設において入所者に対応するサービスの提供が困難であると判断されるとき。</p> <p>⑤ご入所者が病院に入院されるなどの理由で当施設を不在にし、不在期間が3ヶ月を超えたとき。</p> <p>⑥共同生活の秩序を著しく乱し、他の入所者に迷惑をかける等施設の生活が著しく不相当と認められたとき</p> <p>⑦天災、当施設の老朽化、法令の改変、その他やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小するとき。</p> <p>⑧ご入所者またはご家族が当施設または職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき。</p>
--	---

## 11 防災設備及び非常災害対策

- ・施設の防災設備は福祉施設に対する消防の基準を満たした設備です。
- ・施設は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連帯体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難訓練を行います。

## 12 守秘義務に関する対策

- ・事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入所者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- ただし、ご入所者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入所者の心身等の情報を提供します。
- また、ご入所者の円滑な退所のための援助を行う際には、ご入所者の同意を得ます。

### 13 当施設ご利用に当たって留意いただく事項

来訪・面会	所定の面会簿に必要事項をご記入してください。なお、深夜・早朝面会は防犯上基本的に受け付けておりません。必要な場合は事前に施設長の許可を得てください。また、面会時に持参した薬は、必ず職員に連絡してください。PM 9:00～翌AM6:00間では防犯上正面玄関は施錠しておりますので、事前連絡の上訪問して下さい。
外出・外泊	外出(短時間のものは除く)または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時及び食事の有無を届出てください。(外出届、外泊届)
喫煙	喫煙は所定の場所で行ってください。居室内での喫煙は防災上認めておりません。
迷惑行為等	施設内では次の行為を禁止しております。 <ul style="list-style-type: none"><li>・喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること</li><li>・宗教活動、政治活動、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること</li><li>・指定した場所以外で火気を用いること(ローソク、線香、マッチ)</li><li>・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること</li><li>・騒音等他の利用者の迷惑になる行為は慎んでください。</li></ul>
動物飼育	・動物の飼育は、保健衛生上禁止しております。
その他	・入所者またはその家族は、体調の変化があった際には職員にご一報ください。 ・施設内での金銭及び食物のやりとりはご遠慮ください。 ・職員に対する贈物や飲食のもてなしは、必要ありません。

### 14 地域との連携

- ・当施設では常に地域社会と連携を深め、入所者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう努力します。

### 15 事故発生時の対応について

- ・当施設のサービス提供により事故が発生した場合には、県、各関係機関、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



## 16 苦情相談窓口

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当施設の苦情相談窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>・担当者 生活相談員 _____</li><li>・受付時間 月～金 8:30～17:30</li><li>電話番号 0766-86-8686</li><li>・苦情・要望等の意見箱を1Fロビーに設置しています。</li></ul>
------------	--

寄せられたご意見や苦情に対して、施設長が責任者となって関係機関と相談しながら、申出人に誠意をもって話し合い、合意が得られるよう努めます、苦情については、問題点を把握し、対応策について検討し必要な改善を行います。

### (2) 苦情処理体制

1. 「苦情または意見・要望等連絡票」に記載し、苦情解決責任者（施設長）へ報告する。
2. 相談員は苦情について事実確認を行う。
3. 苦情対応について、関係者と連絡をとり対応内容を検討する。
4. 苦情申し出者に誠意を持って説明し、解決に努める。  
※説明者は、基本施設長・相談員にて対応する。
5. 場合によっては第三者委員、行政窓口等関係機関に助言を求める。
6. 同様の苦情が起こらない為に、苦情処理の内容を記録し全体に周知する。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

射水市役所 福祉保健部 地域福祉課	所在地 富山県射水市新開発410番地1 電話番号 0766-51-6627
新湊東地域包括支援センター 「ケアハウス万葉」内	所在地 富山県射水市七美882番地1 電話番号 0766-86-8739
富山県 国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 076-431-9833
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番地の21 電話番号 076-432-3280

## 17 第三者評価の実施状況

当施設は、第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいてケアハウス万葉から重要事項の説明を受け、十分理解のうえ同意いたしました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

保証人 住所 (〒) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

保証人 住所 (〒) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

説明者 住所 富山県射水市七美 882 番地の 1  
社会福祉法人射水万葉会  
ケアハウス万葉

生活相談員 氏名 \_\_\_\_\_ 印